

事業名	管理指導費		
細事業名	恩賜林保護組合連合会事業費補助金	財務コード	018903
担当部課室	森林環境 部 森林環境総務 課 企画	担当 (内線)	6074

事業の概要

実施期間	始期 S52 年度 ~ 終期 年度			
実施主体	補助((公社)山梨県恩賜林保護組合連合会)			
事業の目的	<table border="1"> <tr> <td>だれ(何)を対象に 恩賜林有財産(以下「恩賜林」と表記)の地元保護団体(市町村、財産区及び一部事務組合)</td> <td>その対象をどのような状態にして 恩賜林に係る適切な保護活動を充実させている</td> <td>結果、何に結びつけるのか 恩賜林の適正な保護育成</td> </tr> </table>	だれ(何)を対象に 恩賜林有財産(以下「恩賜林」と表記)の地元保護団体(市町村、財産区及び一部事務組合)	その対象をどのような状態にして 恩賜林に係る適切な保護活動を充実させている	結果、何に結びつけるのか 恩賜林の適正な保護育成
だれ(何)を対象に 恩賜林有財産(以下「恩賜林」と表記)の地元保護団体(市町村、財産区及び一部事務組合)	その対象をどのような状態にして 恩賜林に係る適切な保護活動を充実させている	結果、何に結びつけるのか 恩賜林の適正な保護育成		
事業の内容 主にH25年度	<p>(公社)山梨県恩賜林保護組合連合会(以下「連合会」と表記)は、市町村6、財産区111、一部事務組合43の計160の保護団体を会員とし、各会員の資質の向上を図り、県が行う恩賜林の管理経営に協力する団体である。</p> <p>恩賜林の適正な保護育成のためには、地元保護団体への育成指導等が必須である。県下に散在する160団体により自発的に設立された連合会は地域の実情に精通しており、この連合会を活用した保護団体の一元的な育成指導が効果的であることから、連合会による事業の実施に必要な経費を補助する。</p> <p>・補助先：連合会 ・補助率：定額 ・補助対象事業： 保護団体の育成指導 恩賜林問題を主とする林業相談 森林緑化運動、その他森林の保護育成に対する啓発 森林防犯事業への協力等、恩賜林被害の防止活動 部分林及び植樹用貸地等の保護育成</p>			
根拠法令等	山梨県恩賜林保護組合連合会事業費補助金交付要綱、山梨県恩賜林有財産管理条例			

事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と目標の実現度	24年度		25年度		26年度	27年度	事業目標の考え方
	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値	目標値	
活動指標 連合会による総会等の研修及び連絡調整	30回	30回	30回		30回	30回	目標設定の考え方 各保護団体の円滑な運営を図るための研修及び連絡調整(総会等の開催、各種関係団体会議への出席)とし、過去3か年の実績平均とした。 データの出典等 実績報告書
活動指標達成率(実績値/目標値)	100.0 %						
成果指標 保護団体全体での保護活動実施日数	2,342日	2,400日	(未確定)		2,400日	2,400日	目標設定の考え方 過去3か年の実績平均とした(各保護団体へのヒアリング調査による前年度実績の集計は、例年12月頃) データの出典等 恩賜林保護団体調査
成果指標 保護団体全体での保護活動延人員	9,621人	10,400人	(未確定)		10,400人	10,400人	
成果指標達成率(実績値/目標値)	%						
決算額又は予算額(千円) うち一財額	1,968		1,968		1,968	1,968	成果指標によらない成果
所要時間(直接分)	13 時間		13 時間		13 時間	13 時間	本事業を通じた連合会との連携により、保護団体や地域の実情の把握、県施策の円滑な推進が図られている。 また、県土の3分の1を占める恩賜林は約16万haと広大であり、160の保護団体による火災予防や盗伐予防のための巡視、入山者への呼びかけなどの保護活動の展開は、恩賜林の保護育成上で重要な役割を果たしている。
所要時間(間接分)	時間		時間		時間	時間	
所要時間計	13 時間		13 時間		13 時間	13 時間	
人件費コスト単位:千円(@2,050円×所要時間)	27		27		27	27	

これまでの事業の見直し・改善状況

平成16年度に、従来より別途実施していた保護団体に対する融資制度運営に係る補助金であった恩賜林保護団体林業振興基金運営費補助金について、振興基金の貸付実績の減少等の理由により本補助金へ統合した。

活動量と成果の判断(平成25年度の業績評価)

(1)事業は予定された活動量を上げているか(「活動指標の達成率」等から事業の活動量を判断)		
数値判定	活動量に係る一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 数値判定と一次評価が異なる場合等に記載すること
H25年度活動指標の達成率		
b	b	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上) b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満) c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)
 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)

(2)事業は意図した成果を上げているか(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)		
数値判定	成果に係る一次評価	成果に係る一次評価の考え方 必ず記載すること
H25年度成果指標の達成率		平成25年度の実績数値は、今後調査予定であるが、活動全体の規模は例年並みの見込みである。平成24年度については、全ての保護団体で保護活動が実施された。例年並みの保護活動日数であり、延べ人員数は、約9,600人となっている。 また、県土の3分の1を占める恩賜林は約16万haと広大であり、160の保護団体による火災予防や盗伐予防のための巡視、入山者への呼びかけなどの保護活動の展開は、恩賜林の保護育成上で重要な役割を果たしている。 このことから、地域に密着した保護活動により恩賜林保護育成の適正な実施がなされたものとして、意図した成果をほぼ上げている。
	b	

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上) b: 意図した成果をほぼ上げている(80%以上120%未満) c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満) d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)

見直しの必要性(平成27年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部局評価結果)		
見直しの必要性	説明	以外の判断項目
有	山村地域での過疎化や、高齢化社会の進展に伴い、恩賜林に対する地域社会の関心の低下が懸念されている中、恩賜林の適正な保護育成のためには、今後も地域に密着した保護活動が不可欠であり、連合会による一元的な指導育成等に対し、引き続き補助事業を行う必要がある。 このため、県で毎年実施している保護団体調査でのヒアリングや連合会との情報共有を進め、本事業の効果を的確に把握し、各団体の適切な保護活動の確保や地域社会における恩賜林への関心の向上に向けて必要に応じた検討を行い見直しを行うこととする。	m

・「以外の判断項目」の欄
 a: 目的の達成 b: 新たな課題への対応 c: 対象の変化 d: ニーズの変化 e: 法律・制度の改正 f: 民間等実施 g: 市町村等へ移管 h: 外部委託
 i: 経費節減 j: 類似事業と統合・連携 k: 所要時間の縮減 l: プロセスの改善 m: その他

二次評価(担当部局再評価結果) 行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価		
見直しの必要性	説明	以外の判断項目

・「以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする

見直しの方向(平成27年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等	「見直しの必要性」と「見直しの方向」が異なる場合は、その理由も記載すること
予算要求時に記入 予算編成後に修正等		

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止(施設については「譲渡」)」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること
 ・見直しがない場合は「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること

自主点検シート(事業の内容及び所要時間)に関する附属資料

様式2

所属名: 森林環境総務課

細事業名: 恩賜林保護組合連合会事業費補助金

調書番号: 8

事業の内容を細分化した業務名	具体的な業務プロセス(手順)	業務の時期(フロー)	H25 所要 時間 (h)	H26 所要 時間 (h)A	H27 所要 時間 (h)B	縮減等 B - A	具体的業務の 見直しの内容	見直しに至った理由等 (又は見直しなしの理由等)
1 交付申請書の 確認・交付決定	申請書の受理・審査	6~7月	3	3	3	0	なし	補助金の交付に必要な処理であるため
	交付決定処理	6~7月	2	2	2	0	なし	
						0		
						0		
(小計)			5	5	5	0		
2 概算払い	概算払い請求書の受理・審査	6~7月	1	1	1	0	なし	補助金の交付に必要な処理であるため
	支出命令書の作成	6~7月	1	1	1	0	なし	
						0		
						0		
(小計)			2	2	2	0		
3 実績報告書の 確認・額の確定	実績報告書の受理・審査	翌年4月	4	4	4	0	なし	補助金の交付に必要な処理であるため
	額の確定処理	翌年4月	2	2	2	0	なし	
						0		
						0		
(小計)			6	6	6	0		
所要時間 (計)			13	13	13	0		

(留意事項)

- 1 事業を細分化した業務名は、事務事業を構成する業務ごとに細分化し、その業務名を記載すること。
- 2 具体的な業務プロセス(手順)は、できる限り多くのプロセスを記載すること。
- 3 業務の時期は、業務のフローがわかるように具体的な業務プロセスごとに記載すること。(毎月、四半期ごとの業務等は、その1サイクルの期間を記載すること。)
- 4 各年度の所要時間(計)は、事務事業自主点検シートの「事業の目標、実施状況等」の「所要時間計」と一致すること。
- 5 具体的業務の見直しの内容は、わかりやすく簡潔に記載すること。(県民から見て分かりやすい表現とすること。)なお、見直しがない場合は、「なし」と記載すること。
- 6 見直しに至った理由または見直しなしの理由は、詳細に記載すること。(具体的な業務プロセスごと、または細分化した業務ごとに記載すること。)
- 7 適宜、業務内容に合わせ、行を加除して記載すること。(複数ページ可)

01

恩賜林の由来

本県は、地形が急峻のうえ地質が弱いので昔から災害の多い県でした。

特に明治40年、43年と相次ぐ大水害のために、多くの尊い人命や田畑を流失し、県民の生活を大変苦しいものにしました。

明治天皇は、この惨状をお聞きになり、心をいたため明治44年3月11日県下の入会御料地(地元住民等も古くから利用している、皇室所有の山林)を県土の復興に役立てるよう御下賜(くだされる事)されました。

これが今日の恩賜県有財産いわゆる恩賜林です。

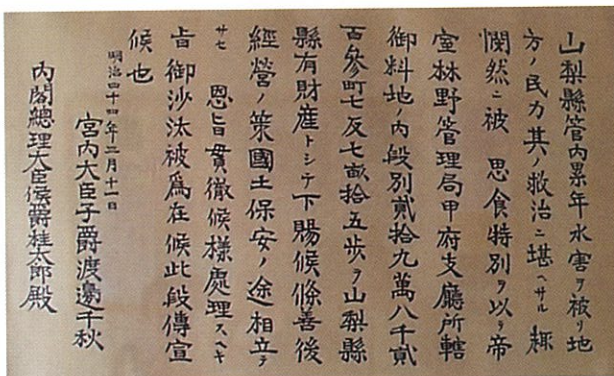
面積は、15万7千ヘクタールに及び本県森林面積の45%を占め、模範林として各時代の要請に応え、木材生産はもとより、保健休養・地球温暖化防止など、さまざまな恩恵を県民に与えてきました。



明治40年代の災害の様子(旧一宮浅間神社)



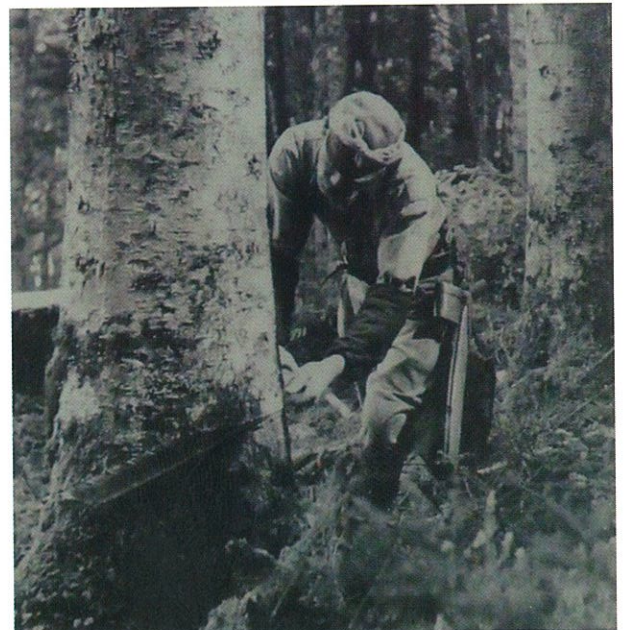
明治40年代の災害の様子(旧石和町内)



御沙汰書(明治天皇からの指示書)



昭和の伐採搬出状況(恩賜林)



昭和の伐採状況(恩賜林)



02

恩賜林と保護団体

山梨県は、御下賜された恩賜林を適切に管理するために、明治45年3月に「山梨県恩賜県有財産管理規則」(現管理条例)を制定しました。

それにより、従来から草木払下げを受けた慣行(古くからの習わし)のある恩賜林の区域により、町村、財産区等一部事務組合を設けさせ、恩賜林の火災の予防・有害動物の予防・境界の管理等の保護の任に当らせました。

これが、現在の160余の保護団体であり、県が進める諸施策を県と一体となって協力し、恩賜林を健全に保全・整備してきました。

また、保護団体は、約1万ヘクタールに及ぶ部分林(伐採収益を県と造林者で分配する契約がなされた山林)の主たる設定者として、恩賜林の管理経営に大きく関与しています。

03

御下賜を記念して

1. 恩賜林記念日の制定と恩賜林記念日の歌の制定

明治45年3月、御沙汰書拝受の3月11日を「恩賜林記念日」と定めるとともに、大正6年には「恩賜林記念日の歌」が制定され、記念日には小・中学校で歌われました。

作詞 堀田 静
作曲 弘田龍太郎

ゆっくりと mf $\text{♩}=80$

(1) ヤ マ ク エ ミ ツ ー ハ サ カ マ キ テ
(2) み め ぐ み ふ か ー き お ほ ぎ み は

ウ マ ー シ タ ハ タ ラ オ シ ナ ガ シ
み こ こ ろ い た ー く な や ま さ れ

ウ ツ ロ ヒ カ ハ ル ク ニ ハ ラ ヤ
ご り や う の は や し い と さ わ に

シ ゲ ル タ ミ ク サ イ ロ ー ア セ ヌ
く だ し た ま ひ し か し ー こ さ よ

- 1 山崩え水は逆巻きて
うまし田畑を押し流し
うつろひかはる国原や
茂る民草色あせぬ
- 2 御恵み深き大君は
御心いたくなやまされ
御料の林いとさわに
下し給ひし畏こさよ
- 3 青垣山の色深き
甲斐のおす国ゆるぎなく
栄ゆる御代の千代八千代
君の御恵み仰ぐかな

